

## 第7章 景観計画の充実に向けて

## 1. 計画の評価

以下により、本計画の効果・課題を検証し、施策の継続や改正について検討します。

- ・ 景観計画に掲げる景観形成のための施策が着実に実施されているかどうかの把握  
(毎年の事業評価による)
- ・ 市民アンケートなどとおした景観に対する市民の関心の高さや満足度の把握  
(北上市の施策に関する市民意識調査や景観アンケートなど)
- ・ 定点観測による景観の経年変化の把握  
(景観形成強化区域ごとに複数のポイントを定め、毎年写真撮影を行う)

## 2. 計画の変更

計画の評価をふまえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

また、新たな基準の追加が必要な場合。関連法令や関連計画の改正がある場合をはじめとして、まちづくりの方向性や社会情勢に変化が生じた場合にも、本計画の見直しを行います。

